

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年11月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1128第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和7年12月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D014 自己抗体検査				
47	抗NF155 抗体	1000	免疫 (144)	*1
47	抗CNTN1 抗体	1000		

[注] 下線部が追加されました。

*1 : (32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクリアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。



新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
6	RSウイルス核酸検出	291	微生物 (150)	*2

[注] 下線部が追加されました。

*2 : (41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者